

子ども・子育て会議の設置・役割



子ども部子育て支援課
子ども政策室



子ども・子育て会議の設置・役割

国及び自治体に「子ども・子育て会議」を設置し
新制度に基づく子ども・子育て支援策に
子育ての当事者、子育て支援当事者等の意見を反映。

子ども・子育て支援法では、子どもの健やかな成長のために適切な環境が等しく確保されるよう、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保方策等を定めた「子ども・子育て支援事業計画」を策定することとしている。

本計画の策定及び子ども・子育て支援に関する施策の推進に関し、必要な意見を聴くため、地方自治法第138条の4第3項の規定に基づく市長の附属機関として「古河市子ども・子育て会議」を設置。

従来の「保育行政懇談会」及び
「幼児施設設置協議会」の機能を包括する役割

国「子ども・子育て会議」開催状況

平成25年4月26日に「第1回子ども・子育て会議」を開催後、概ね月1回のペースで開催しており、平成25年10月末現在で7回の会議（平成25年10月3日に「第7回子ども・子育て会議」）が開催されている。

国の子ども・子育て会議においては、「基本指針」、公定価格、各種基準（施設・事業の設備・運営基準、保育の必要性の認定基準等）などの重要事項について意見を聴取。

古河市子ども・子育て会議（1）



古河市子ども・子育て会議条例

平成25年第3回古河市議会定例会 9月20日 条例第32号 条例案可決

平成25年10月1日施行開始

- ◆ 第1回 平成25年11月28日（木）
- ◆ 第2回 平成25年12月下旬（予定）

1. 主な調査審議事項（子ども・子育て支援法第77条1項関係）

「市町村は、条例で定めるところにより、次に掲げる事務を処理するため、審議会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとする。」

- ① 子ども・子育て支援事業計画の策定・変更 に意見を述べること。
- ② 教育・保育施設（認定子ども園、保育園、幼稚園）の**利用定員**の設定について意見を述べること。
- ③ 地域型保育事業（小規模保育、家庭的保育等）の**利用定員**の設定について意見を述べること。
- ④ 子ども・子育て支援施策の推進に関し**必要な事項及び当該施策の実施状況を調査審議**すること。

古河市子ども・子育て会議（2）



2. 関連する調査審議事項

- ① 子ども・子育て支援事業の「**量の見込み**」と「**確保方策**」
- ② 保育園、幼稚園等の総運営費を勘案した利用者負担のあり方
- ③ 施設型給付の対象として確認を受ける教育・保育施設の運営基準
- ④ 地域型保育給付の対象として確認を受ける地域型保育事業の運営基準
- ⑤ 地域型保育事業の認可基準
- ⑥ 放課後児童クラブの設備運営基準

※ 前頁②③「利用定員」について

保育所などに入ることができない待機児童が増えた状況などに対応して、市が計画に基づき、新たに施設の受入枠を増やす場合、**施設に認められた定員（認可定員）の範囲内で「利用定員」を設定する。**利用定員が決められた施設に対しては、保護者に代わり公費としての「給付費」などが支給される。

※ 前頁④「必要な事項や実施状況を調査審議すること」について

子ども・子育て支援事業計画は、**5年を期間として継続的に策定**される。市町村の子ども・子育て会議には、「関係者が政策プロセス（PDCAサイクル）に、政策立案から実行、評価まで一貫して関与する場」としての機能が求められ、調査審議の内容として、具体的に次のことが国から示されている。

- ・ **計画の需給バランスが適切か**（需要が過剰に見積もられていないか・不足していないか）
- ・ 費用の使途実績調査や事業の点検評価（運営や自己評価の適切性の確認など）
- ・ 計画について見直すべき部分がないか など